

日本女性会議 2022 in 鳥取くらしシンボルマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本女性会議 2022 in 鳥取くらしシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別表のとおりとする。

(使用基準)

第3条 シンボルマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を認めるものとする。

- (1) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 日本女性会議 2022 in 鳥取くらし大会の発展、成功に資すると認められない場合
- (3) 日本女性会議 2022 in 鳥取くらし大会の品位を毀損する、又は正しい理解の妨げとなる可能性がある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用される可能性がある場合
- (5) 上記のほか、日本女性会議 2022 in 鳥取くらし実行委員会（以下「実行委員会」という。）がシンボルマーク使用について不適切であると認める場合

(使用届)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ日本女性会議 2022 in 鳥取くらしシンボルマーク使用届（様式第1号）を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 実行委員会の構成員及び部会（日本女性会議 2022 in 鳥取くらし実行委員規約第11条に定める部会をいう。）の部会員が広報活動等のために使用する場合
- (2) 公立の小学校、中学校及び高等学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

(使用料)

第6条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 シンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに従い、適切に使用すること。
- (2) 届出を行った内容にのみ使用すること。
- (3) シンボルマークにはロゴタイプを付記すること。
- (4) 大会のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (5) デザインの改変等をしないこと。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、著作物に関する自己

の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(使用の取消し)

第9条 実行委員会は、シンボルマークの使用が第3条及び第7条に違反していると認められる場合は、当該シンボルマークの使用を中止若しくは停止を求めることができる。

2 前項の規定により使用の中止若しくは停止を求められた者は、当該使用に係る対象物の使用を直ちに廃止しなければならない。

(責任)

第10条 シンボルマークを使用する対象物の安全性、表示に関する事項については、各種法律に基づき使用者が全て責任を負うものとする。

2 使用者は、シンボルマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとする。また、シンボルマークの使用の中止等により使用者又は第三者に生じた損害についても、同様とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

日本女性会議 2022 in 鳥取くらしシンボルマーク使用届

令和 年 月 日

日本女性会議 2022 in 鳥取くらし実行委員会

（申請者）

住 所

氏 名

（法人にあたっては、事務所の所在地、名称及び代表者等の氏名）

日本女性会議 2022 in 鳥取くらしシンボルマークを使用したいので、次のとおり届出ます。

1 使用の目的・方法	
2 使用の対象物	
3 使用の対象物の数量	
4 特記事項、その他	

連絡先

氏名：	所属・役職：
電話番号：	FAX：
E-mail：	
住所：	